

滞納事故発生後の流れ

滞納事故発生

Fax で当社までご連絡ください。

Fax:03-5431-5122

賃料支払日翌月 10 日までにご連絡いただきますと全額保証いたします。



督促開始

ご連絡をいただき次第、賃借人様へご連絡し、以後窓口として対応させていただきます。
ご本人様からご連絡がありましたら、弊社の番号をお伝えください。
私的に解決されますと、その後保証が適用されない場合もございますのでご注意ください。



賃料代位弁済

賃貸人・賃借人様のご都合に合わせ、翌日～2週間以内に、
弊社より指定口座に代位弁済いたします。

次月以降も滞納の場合はご連絡ください。
住居用24ヶ月、事業用6ヶ月まで代位弁済いたします。



契約解除

賃料延滞が続く場合、法的手続きを含め契約解除まで交渉をさせていただきます。
住居用物件に関しては、明渡し完了後室内にお荷物等が残っている場合、
こちらで搬出・保管・処分を行います。

その他何かご不明な点等ございましたら、ご連絡くださいませ。